

大田区中小企業融資あっせん制度 申込要領

【開業資金】

相談・申込窓口

※ 開業資金の相談・申込は **予約制** です。

下記の間合せ先へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

受付日時：月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

午前 9～11 時、午後 1～4 時

※ 予約された日時に、必ずご本人様がお来所ください。

【間合せ先】

大田区産業経済課融資係 電話 03-3733-6185

大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ 4 階

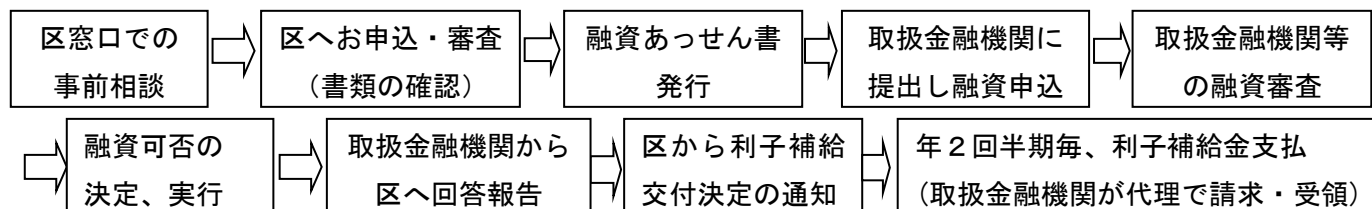
本制度は、区内中小企業の皆さまが必要とする事業資金の融資を、所定の資格要件を満たすことにより取扱金融機関にあっせんし、融資実行となった場合に利子補給等を行うものです。

融資あっせんの対象要件や適用金利等については、融資あっせん制度パンフレット「大田区中小企業融資あっせん制度のご案内」等でご確認ください。また、事前に窓口にて専門相談員にご相談いただき、申込要領をよくご確認ください。必要書類をご持参いただくようお願いいたします。ご不明な点がありましたら上記の間合せ先にご連絡ください。

お申込前に「その他の注意事項」も必ずご覧ください

- ・ 必ずご本人様が窓口にお来所いただき、専門相談員とご相談ください。
- ・ 区へのあっせん申込前に、融資審査を申込む予定の取扱金融機関に事前相談をしてください。
- ・ 本制度は区が直接融資するものではありません。取扱金融機関等の審査によっては融資が受けられない場合や、減額となる場合があります。
- ・ 「小口資金」枠によるあっせんの融資は、信用保証協会による 100%保証が条件となります。区にあっせんを申込む前に、信用保証協会の利用状況を必ずご確認ください。

あっせん申込から利子補給までの流れ ※大田区「開業資金」と東京都制度「創業融資」を併用する場合は、申込み手続きが異なりますので併用案内チラシをご参照ください。



その他の注意事項

- ・ 開業計画書以外の書類はボールペンでご記入ください。消せるボールペン、鉛筆で記入されたものは受付できません。(※開業計画書のみ、鉛筆でご記入いただきます)
- ・ 相談・申込みには必ずご本人（法人の場合は代表者全員）がご来所ください。
- ・ あっせん申込受付後にお渡しする融資あっせん書の有効期限は、発行から3か月です。有効期限内に貸付が実行されない場合、融資あっせん書をご利用できません。
- ・ 保証等の種類は、信用保証協会の保証、連帯保証人、物的担保等があります。必要に応じて取扱金融機関と協議してください。 ※小口資金は信用保証協会の小口零細企業保証制度の利用が条件です。
- ・ 申込みにあたってご提出いただいた書類は、後日返却、コピー等には応じられませんのでご了承ください。
- ・ 開業する店舗や事業所等が賃貸借契約締結前でもあっせんは可能です。ただし、あっせん後、融資実行前までに店舗等の場所を変更する見通しとなった場合には、速やかに区へ連絡してください。あっせん書の取り直しが必要となる場合もありますので、必ず融資実行前にご連絡ください。

【使途に設備資金が含まれる場合】

- ・ 支払済のものはあっせんの対象外です。
- ・ 車両の購入の場合、当該車両の納車完了後に「大田区中小企業融資 車両購入完了届」の提出が必要です。自動車検査証の交付後、1か月以内にご提出ください。

融資あっせん対象

開業資金

次の1及び2のいずれかに該当すること。

- 1 事業を営んでいない個人が、区内に実質的な事業所を有して開業すること（開業した日から1年未満の者を含む）。
- 2 事業を営んでいない個人が、区内に法人を設立（本店登記）して開業すること（法人を設立した日から1年未満の者を含む）。

※「開業した日」とは、開業届出書の開業日を指します。

商店街空き店舗活用 開業資金

次の1及び2の要件を備えていること。

- 1 上記「開業資金」の融資対象者の要件を備えている者。
- 2 区内の商店街空き店舗において、商業活動を目的とした開業を予定している者又は開業した者。

※ 区内商店街空き店舗とは、商店街の区域（区長が別に定める商業関係団体の届出の制度に基づき当該届出をした団体の商店街の区域をいう。）内にあって、連続して3か月以上事業の用に供されていない大型商業施設内のテナントでない店舗等をいう。

ものづくり事業 開業資金

次の1及び2の要件を備えていること。

- 1 上記「開業資金」の融資対象者の要件を備えている者。
- 2 ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第2項に規定するものづくり基盤産業又は統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業を営む者として開業を予定している者又は開業した者。

あっせん申込み必要書類【開業資金】

(R8.4.1)

	必 要 書 類	ご用意いただく際の注意事項
①	大田区中小企業融資あっせん申込書	・原則 10 万円単位での申込みとなります。ただし、借入れの用途に設備資金が含まれる場合、1 万円単位で申込みできます。
②	直近の確定申告書（決算書を含む）の 控えの原本 ※確定申告済みの場合	・内訳明細まですべてコピーしてご用意ください。法人の場合は法人事業概況説明書(1～19 まで記載あるもの)も必須です。 ・電子申告の場合は受信通知（メール詳細）、書面申告の場合は税務署で取得できる納税証明書(その2)が必要です(※税務署收受印が押印されているのであればそれでも可)。
③	質問カード	・法人で代表者が複数いる場合は全員分の「質問カード」が必要です。
④	開業計画書（所定書式、 原本 1 部とそのコピー 1 部）	・初回の開業相談時にお渡しする、大田区所定の「開業計画書」をご提出ください。 <u>開業計画書は鉛筆でご記入ください。</u> ・開業前の場合、開業計画書に記載の自己資金の金額が確認できる預金通帳のコピー等を添付してください。 ・提出分とは別に、本人控用のコピーを取られておくことをお勧めします。
⑤	納税（非課税）証明書 （発行 3 か月以内の原本） 申込者（法人の場合は代表者個人）の住民登録地における、 <u>住民税</u> （大田区民の場合は特別区民税・都民税）の <u>前年度及び当年度</u> の納期到来分について、 未納がないことが確認できること。 ※法人で代表者が複数いる場合、全員分が必要です。	・納期到来分は「未納」ではないことが確認できる「納税証明書」が必要です。納付後すぐには「納税証明書」に反映されていない場合がありますので、必ず内容を確認してください。なお、納付したにもかかわらず「納税証明書」に反映されていない場合は、領収書の提示により反映させることが可能か発行元にご相談ください。課税証明書や領収書、コピーでは代用できません。 ・住民登録地が大田区の場合、特別区民税・都民税の納税（非課税）証明書は大田区役所本庁舎：課税課、戸籍住民課又は特別出張所で取得できます。（問合せ先 課税課(庶務・諸税) 電話 03-5744-1192) ・お勤めされていた方は、 <u>給料天引きによる直近分がまだ反映されず未納扱いで表示されることがあります。</u> この場合、 <u>当該分が支払済であることを確認できる資料（給与明細等）を一緒にご持参ください。</u> 詳しくは事前にご相談ください。 ※転居されている場合、納税（非課税）証明書は転居前の区市町村でないと取得できない場合があります。
⑥	履歴事項全部証明書（発行 3 か月以内）の 原本 1 部とそのコピー 1 部 ※法人の場合	・「履歴事項全部証明書」は法務局で取得できます。（東京法務局城南出張所 電話 3750-6651 最寄り駅：東急多摩川線「鶉の木」駅） ・コピーだけの持参では受付できません。原本は確認してその場でお返しします。
⑦	見積書のコピー（2 部） ※用途に設備資金が含まれる場合	・見積書は申込者名と見積書の宛名が同一かつ有効期限内（記載のないものは発行日から 3 か月以内）のものがが必要です。ネットでの購入や細かな事務用品の購入等のため見積書がない場合、カタログや PC 画面のコピー等を代用で提出いただきます。 ・値引の有無や金額にかかわらず、車両本体価格が 250 万円を超える車両は原則としてあっせんの対象外です（タクシー、トラックその他特殊車両を除く）。
⑧	許認可等のコピー（1 部） ※許可、認可、登録、届出等が必要な業種の場合	・許認可等の取得が未了の場合、融資実行までに取得することが条件となります。
⑨	申込者の実印	・個人の場合は印鑑証明登録の実印を、法人の場合は登記済の代表者印（実印）をご持参ください。
⑩	その他 ・事前相談時に相談員よりお願いした書類があればご持参ください。	・「商店街空き店舗活用開業資金」をお申込みの場合は、「大田区内商店街空き店舗（物件）情報証明書」及び賃貸借契約書のコピー等の提出が必要です。

※④の開業計画書以外の書類はボールペンでご記入ください。消せるボールペン、鉛筆で記入されたものは受付できません。